

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

請求人 様

芦屋市監査委員
同

山 本 彼一郎
重 村 啓二郎

監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により，平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日付けで請求のあった監査請求について，同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

1 請求人

- (1) 住所 (略)
- (2) 氏名 (略)

2 請求の受理

本請求について，平成 2 1 年 1 1 月 9 日及び同月 1 9 日に一部補正が行われ，所定の法定要件を具備しているものと認め，平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日付けをもって受理した。

なお，本請求は，芦屋市の職員による通勤手当の受給及び市営住宅の居住に関する監査請求であるところ，請求人が不正があったと主張する通勤手当の受給及び市営住宅の居住は，いずれも本請求の 1 年以上前に終了しているものであるが，本請求は芦屋市長が，かかる不正行為者に対する損害賠償請求を怠っているとし，その行使を同市長に求めるところの，講学上，いわゆる「真正怠る事実」に係る請求であり，地方自治法第 2 4 2 条第 2 項の期間制限を受けないことからこれを受理したものである。

3 本請求の内容

(1) 請求人の主張の要旨

ア 通勤手当の不正受給について

芦屋市の職員であるA氏は、平成18年4月から同19年9月18日（又は平成20年3月31日）までの間、芦屋市に居住しながら、B市に居住しているとして、芦屋市とB市間の通勤手当を受給していた疑いがある。したがって、仮に事実がそうであるとすれば、かかる通勤手当の受給は不正であり、芦屋市に対して経済的損害（通勤手当相当額）を与えるものである。

イ 市営住宅の不正居住について

A氏は、平成19年9月19日をもって、芦屋市からB市に転出したということであるが、芦屋市の回答によれば、同氏は平成20年3月31日まで市営住宅に居住していたとのことである。

したがって、仮に事実が芦屋市の回答どおりであるとすれば、A氏はB市に自宅を所有しているにもかかわらず、市営住宅に居住していたことは、自宅を持つ者は市営住宅に入居・居住することができないとする芦屋市の条例に違反するものである。

また、同条例により、入居者は第三者への転貸又は権利の譲渡が禁止されているが、A氏は又貸しをしていたことが判明しており、これも条例に違反している。

かかるA氏の不正居住により、住宅に困窮している市民が市営住宅に入居出来ず、芦屋市には、市営住宅の適正な運営が阻害されたことによる財産的損害が発生している。

(2) 請求する措置

下記のとおり、監査委員は、市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

ア 芦屋市長は、A氏による通勤手当の不正受給によって芦屋市が被った損害（不正受給額相当）を、A氏に賠償させること。

イ 芦屋市長は、A氏の不正居住により芦屋市が被った損害を、A氏に賠償させること。

ウ 芦屋市長は、A氏による通勤手当の不正受給ないし市営住宅の不正居住の問題に関し、厳正なる調査を行い、その調査結果と今後の是正措置を明らかにすること。

エ 芦屋市長は、A氏による通勤手当の不正受給ないし市営住宅の不正居住の問題に関し、A氏ないし関係職員に対して厳正なる処分を行い、再発防止のため

の措置を講じること。

4 事実を証する書面

- (1) A氏が関係する訴訟における2009年(平成21年)7月3日付準備書面(4)
- (2) 同じく2007年(平成19年)4月23日付準備書面(10)
- (3) 芦屋市長による本市職員の居住状況等に係る調査結果について
(芦総人第1196号・平成21年9月9日)
- (4) A氏が関係する訴訟における2008年(平成20年)6月9日付準備書面(1)
- (5) B市の居宅の不動産登記簿謄本
- (6) A氏の戸籍(附票)
- (7) A氏の住民票(除票)
- (8) 写真(B市の居宅・平成18年9月29日付け)
- (9) 写真(芦屋市市営住宅内の郵便ポスト)
- (10) 芦屋市長による本市職員に係る調査について
(芦総人第581号・平成21年6月24日)
- (11) 同じく本市職員に係る調査について
(芦総人第711号・平成21年7月13日)

5 監査の実施

監査にあたっては、監査請求書及び同請求書に添付された書面(上記4)等の審査及びA氏並びに関係職員からの事情聴取等を実施した。

(1) 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成21年12月2日に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、通知文書を送付した。

請求人からは欠席の通知があり、これを受理した。

(2) 監査対象部課

監査対象部課を、芦屋市総務部人事課及び都市環境部住宅課とした。

(3) 事情聴取した関係人及び関係職員

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、A氏及び芦屋市総務部長、人事課長、主幹(労務・給与担当課長)並びに都市環境部長、住宅課課長補佐から平成21年12月2日に事情聴取を行った。

同日、芦屋市長から下記の「監査請求書に係る関係書面」が提出された。

提出された関係書面

- ア A氏による通勤手当の変更届出書(写し)
 - イ A氏に対する通勤手当の支給状況
 - ウ A氏の勤務形態
 - エ A氏の市営住宅に関する賃貸(入居)契約書(写し)
(契約書は取り交わさないため、入居承認書を添付)
 - オ 住宅課がA氏からの転借入居者に対して退去指導をしたことを示す書類
 - カ 住宅使用料の入金状況を示す書類
 - キ 住宅困窮者登録申込案内書
- (4) 監査請求に関連した条例及び規則
- ア 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)
 - イ 芦屋市職員の通勤手当支給に関する規則(昭和34年芦屋市規則第9号)
 - ウ 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年芦屋市条例第31号)
 - エ 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和61年芦屋市条例第22号)

6 監査の結果

(1) 主文

前記3(2)の請求は、いずれも理由はなく、措置の必要性を認めない。

(2) 事実関係の確認

各種書類の審査及びA氏並びに関係職員からの事情聴取により、以下の事実を認定した。

- ア A氏ら家族は、平成6年3月下旬に芦屋市内の市営住宅(以下「本件居宅」という。)に入居した。
- イ 平成17年12月1日、A氏はB市に所在の居宅を購入し、同18年3月初め、家族とともに芦屋市から転居した。
- ウ A氏は、平成18年3月20日、人事課に「住居手当・通勤手当変更届出書」を提出し、これに基づき、平成18年4月分からB市の自宅と芦屋市内の職場間の通勤手当が支給されている。
- エ ちなみに、A氏の通勤手当は、6ヶ月ごとに330,000円(支給限度額)である。
- オ A氏は、上記イの転居後もその旨を市営住宅の所管である住宅課に届け出ず、当時、健康問題などを抱えていた同氏の義兄を本件居宅に居住させた。

カ なお、A氏が本件居宅に寝泊りをし、同居宅から芦屋市内の職場に通勤していたとの事実は認められない。

キ 平成19年8月、住宅課は、A氏の義兄が本件居宅に居住していることを知り、以後、義兄に対して本件居宅からの退去を請求した。

ク A氏は、平成20年3月31日付けで本件居宅の返還届を住宅課に提出した。

ケ 平成20年6月3日、A氏の義兄は本件居宅から退去し、鍵を住宅課に返還した。

コ ちなみに、本件居宅の住宅使用料は、A氏から上記ケの平成20年6月3日分まで支払われており、未納額は無い。

(3) 本請求に対する判断

ア 前記3(2)アの通勤手当の受給に関する請求に対して

A氏は、平成18年3月初めにその家族とともに本件居宅からB市の新居に転居したものであり、家族の転居後も同氏が引き続き本件居宅に寝泊りをし、同居宅から芦屋市内の職場に通勤をしていたとの事実を認めることができないことは、上記(2)のとおりである。

なお、A氏が関係する訴訟において、「A氏は平成19年4月現在、本件居宅に居住し、同居宅から芦屋市内の職場に通勤している。」旨を記載したA氏側の準備書面(前記4(2))が提出されているが、A氏によれば上記の記載は誤りであるとのことであり、同氏のかかる指摘を否定しなければならない理由も存在しない。

したがって、A氏が芦屋市から不正に通勤手当を受給したとの事実は認められず、芦屋市長がA氏に対して損害賠償を請求することはできない。

よって、前記3(2)アの請求に理由はなく、措置の必要性を認めない。

イ 前記3(2)イの本件居宅の居住に関する請求に対して

A氏は、B市に自宅を得て市営住宅の居住資格を喪失した後も本件居宅を芦屋市に返還せず、同居宅に義兄を居住させたものであり、かかる行為は明らかに関係条例に違反するものであると言わなければならない。

しかし、A氏は義兄が本件居宅を退去するまでの間、所定の住宅使用料を芦屋市に支払っていることから、上記の居住は不正ではあっても、これにより芦屋市に財産上の損害が発生したとは認められず、芦屋市長がA氏に対して損害賠償を請求することはできない。

よって、前記3(2)イの請求に理由はなく、措置の必要性を認めない。

ウ 前記3(2)ウの請求に対して

通勤手当の受給に関しては、A氏に不正の事実は認められないことから、これに対して取るべき是正措置は存在しない。

本件居宅の居住に関しては、A氏に不正の事実が認められたが、住宅課は、既に住宅使用料を徴収するとともに、A氏の義兄を退去させる是正措置を講じていることから、これに加えて、芦屋市長が更に講じるべき是正措置は存在しない。

よって、前記3(2)ウの請求に理由はなく、措置の必要性を認めない。

エ 前記3(2)エの請求に対して

通勤手当の受給に関しては、芦屋市長に対しA氏ないし関係職員に厳正な処分を求めるべき不正な事実は存在しない。

本件居宅の居住に関しては、A氏に不正が認められるが、芦屋市に対して財産上の損害を加えたものではないことから、芦屋市長に対しA氏の厳正処分を求めるまでの必要性は認められない。

また、A氏以外の関係職員については、そもそも不正は認められないことから、芦屋市長に対し同職員らの厳正処分を求める必要のないことは明らかである。

よって、前記3(2)エの請求に理由はなく、措置の必要性を認めない。

以 上